

はじめに

子供たちの「生きる力」は、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねて行く中で育まれるものです。学校だけで育まれるものではありません。子供たちは地域社会とのつながりの中で、絆を育み、豊かさ・たくましさを身につけていきます。つまり、子供たちの確かな育ちを保障するには、信頼できる大人との多くの関わりが不可欠だと言えるでしょう。子供たちが豊かで健やかな成長を遂げるために、また現在の学校や子供たちが抱える課題や家庭・地域社会が抱える課題等を解決していくためにも、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、社会総掛かりでの教育の実現がいまこそ必要です。そしてそのことが「地域とともにある学校づくり」にもつながっていきます。

こうした背景を踏まえ、平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の改正により、全ての学校に学校運営協議会を設置することが、教育委員会の努力義務となりました。

しかし、本県のコミュニティ・スクール導入状況は、地域学校協働本部と比べ、あまり進んでいない状況にあります。導入上の課題や負担感が先行し、コミュニティ・スクールのよさや魅力が伝わっていなかったり、導入への具体的な取り組み内容がつかめなかったりするために、導入に消極的になっている教育委員会があるようです。

県教育委員会では「第3期高知県教育振興基本計画（改訂版）」の中で、令和5年度までに全ての市町村において、管内の小中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入することを目標として掲げています。そのため、導入に向けての第一歩を踏み出す一助として、県内で先進的に取り組んでいる市町村に協力いただき、本ガイドブックを作成しました。

巻末に紹介している「コミュニティ・スクールパンフレット」（文部科学省）などの資料と併せてご活用ください。

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な推進により、新しい学習指導要領に示された「社会に開かれた教育課程」が真に実現されることを期待しています。

高知県教育委員会

もくじ

- P. 1 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的推進に向けて
- P. 2 コミュニティ・スクールとは
- P. 3 「学校評議員制度」「学校運営協議会制度」「地域学校協働本部」の比較
- P. 4 コミュニティ・スクールを導入した学校・地域の声 ～運営上の成果・課題～
- P. 5 コミュニティ・スクールを導入した教育委員会の声 ～運営上の成果・課題～
- P. 6 開かれた学校づくり推進委員会から学校運営協議会へ
- P. 7 学校運営協議会設置までの主な流れ ～教育委員会がすべきこと～

コミュニティ・スクール導入に関する Q&A

- P. 8 ① 法改正により、全ての学校への学校運営協議会の設置が努力義務になったそうですが、「努力義務」なので、これまでのままではいけないのですか？
- P. 9 ② 基本方針の承認によって、校長は学校運営しにくくなるのではないですか？
③ 教職員の任用に関する意見を出されると、教職員人事に混乱が生じませんか？
- P. 10 ④ 教育委員会規則として「学校運営協議会規則」を制定せず、学校をコミュニティ・スクールとすることはできますか？
⑤ 学校運営協議会の設置に向け、事前に設置委員会や準備委員会といった組織を必ず立ち上げなければなりませんか？
- P. 11 ⑥ 学校運営協議会の設置までに、どのような学習会等を行えばいいですか？
⑦ コミュニティ・スクールについての学習会をするとき、どのような講師を招聘すればいいですか？
- P. 12 ⑧ 県内の先進校視察先でおすすめの学校や市町村はありますか？
⑨ 県外の先進校視察先でおすすめの学校や市町村はありますか？
- P. 13 ⑩ 学校運営協議会の委員には、どんな人を選出すればいいですか？
- P. 14 ⑪ コミュニティ・スクールの導入後、どのような予算が必要ですか？
⑫ 委員への謝金等の金額はどのくらいですか？
⑬ 教育委員会として、各学校の会議の様子をどのように把握していますか？
- P. 15 ⑭ 学校をコミュニティ・スクールにしたとき、国や県へ提出する書類はありますか？
⑮ 学校運営協議会の運営がうまくいかない場合、その協議会を解散し、取りやめることはできますか？
⑯ 学校運営協議会を小・中学校で1つにして設置することは可能ですか？

資料

- P. 16 【資料1】地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第47条の5)
- P. 17 【資料2】地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(学校運営協議会関係)に関する考え方
- P. 21 【資料3】学校運営協議会規則(例)
- P. 24 【資料4】参考となる資料等のHPアドレス一覧

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的推進に向けて

「地域に開かれた学校」から

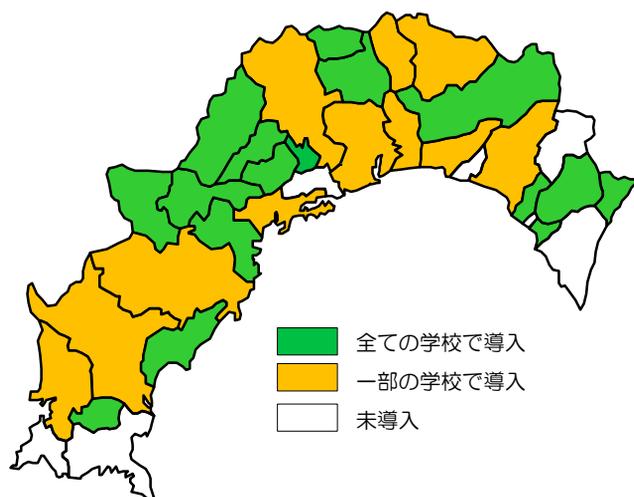
地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へ

学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、学校は「地域に開かれた学校」から一歩踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。地域学校協働本部がコミュニティ・スクールとともに活動を推進することにより、学校教育を含めた子供たちの教育の質を格段に向上させること等も期待できます。

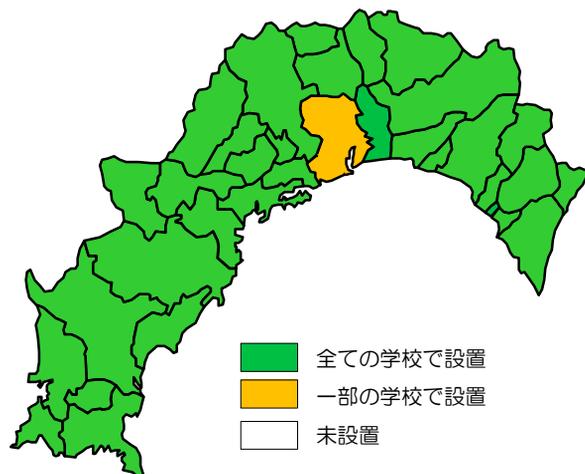
そのため、高知県では、高知県版地域学校協働本部の設置とともに学校運営協議会の設置を推進しており、県内でもそれらを両輪として、一体的・効果的に機能を発揮し取り組むことで、教育の質の向上を図るとともに、学校を核とした人づくり・地域づくりの好循環を創出している学校があります。

しかしながら、県内における学校運営協議会の設置は、地域学校協働本部（学校支援地域本部）の設置に比べ、あまり進んでいない状況があります。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）
の導入状況（R3. 4月現在）



地域学校協働本部の設置状況（R3. 4月現在）



こちらをご覧ください

○ コミュニティ・スクールパンフレット「コミュニティ・スクール2018」（文部科学省）

P. 8 地域学校協働活動（地域学校協働本部）と学校運営協議会は、どのように一体的に推進していけばいいの

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/03/1408715_05.pdf

コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールとは「**学校運営協議会**」を設置している学校のこと

学校運営協議会とは 学校の運営に関して協議する機関
教育委員会が、学校や地域の実情に応じて設置する

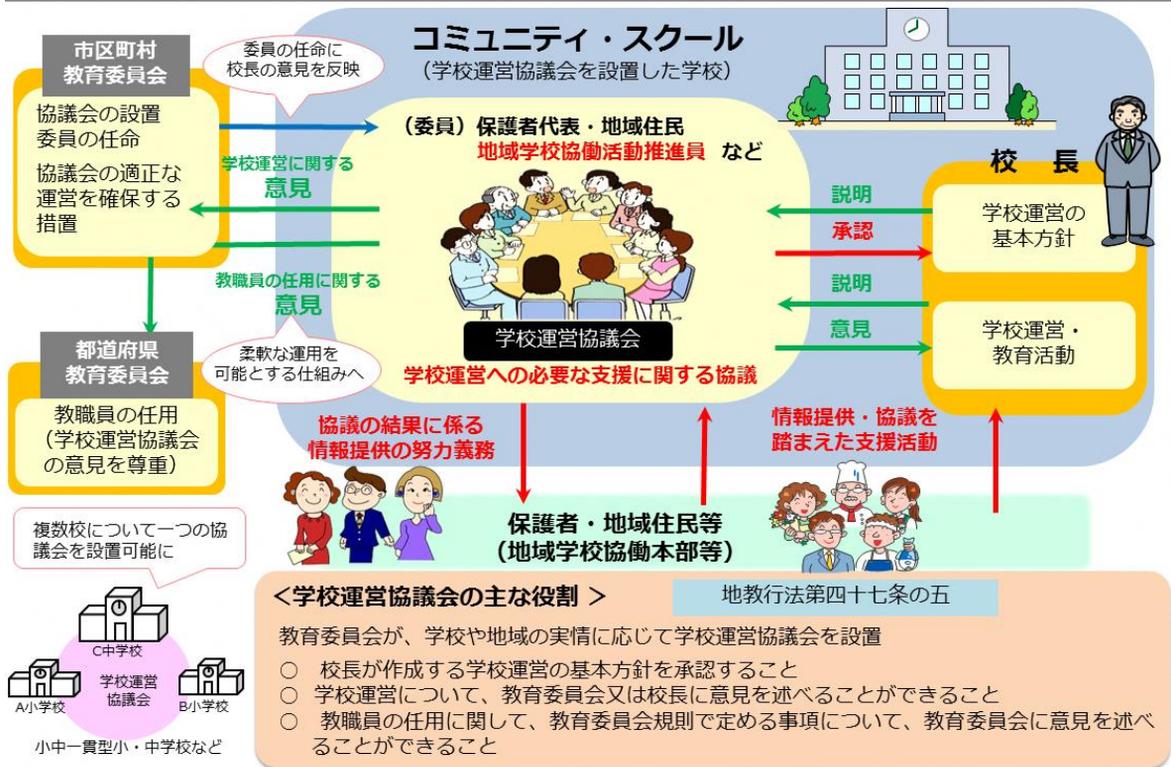


学校運営協議会
の
主な役割

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

平成29年4月 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



「学校評議員制度」「学校運営協議会制度」「地域学校協働本部」の比較

	学校評議員制度	学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)	地域学校協働本部
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営へ反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。	従来为学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。
設置	任意設置	努力義務	任意設置
位置づけ	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。個人としての意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例が見られる。	学校運営について、教育委員会の下部組織として、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。	教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供するに当たって、地域住民等と学校の連携協力体制の整備が求められており、地域学校協働本部の立ち上げ支援もその取組の一つ。
法令上の根拠	「学校教育法施行規則」第49条	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5	法律上の規定はない 平成27年12月の中央教育審議会答申で提言された。 (地域学校協働活動は、平成29年3月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられた。)
	平成12年4月1日施行	平成16年9月9日施行 平成29年4月1日(一部改正) 令和2年4月1日施行	
	学校評議員は設置者の判断により、学校に置くことができる。	教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管の属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。	
資格要件等	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者	地域住民 保護者 学校の運営に資する活動を行う者 その他教育委員会が必要と認める者	地域学校協働活動推進員*等を中心とした多様なメンバーで構成 *教育委員会が委嘱できる地域住民等と学校との連絡調整等を行う者
任命	校長が推薦し、設置者が委嘱	教育委員会が任命 *委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員	
主な内容	学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。 学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。	以下の具体的な権限を有する。 ①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べるができる。 ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる。	地域学校協働活動を推進する。 ①コーディネート機能 ②多様な活動(より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施) ③継続的な活動(地域学校協働活動の継続的・安定的実施)

学校・地域にとっての成果



----- 学校の声 -----

いっぱい相談でき、
いっぱい支援してもらえるので、

安心

回答に困るような意見・要望に対して…

「わかりました。学校運営協議会で協議
します。」

----- 地域の方々の声 -----

- ・自分が役立っているという実感が持てる
- ・地域の人と知り合うことができる
- ・異世代の人とのつながりが持てる
- ・学校や地域と共に生きるという実感が持てる
- ・先生との距離が近い
- ・先生の大変さがわかる
- ・学校がどのように進んでいるかわかる
- ・協議会の中で出されたことに対して何が
できるか考えることができる

学校には様々な要望が寄せられる

中には理不尽な
要求もある

要望への対応は
学校運営協議会で議論することで
適切な取捨選択ができる

学校では様々なトラブルが発生する

大きなトラブルが生じると
保護者も地域も学校と
距離を置く

学校運営協議会は、
学校運営の当事者であるため、
味方・代弁者になってくれる

学校・地域が感じる課題

これまでの聞き取りや意見交換の中では、「学校や地域にとって課題に感じることはない」とい
う声ばかりで、導入によるマイナス効果を耳にしたことはありません。



こちらをご覧ください

- 学校運営協議会設置の手引き「コミュニティ・スクールのつくり方」(文部科学省 R1)

P.5 コミュニティ・スクールのメリット・魅力は何？

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/detail/1361007.htm

- コミュニティ・スクールパンフレット「コミュニティ・スクール2018」(文部科学省)

P.5 コミュニティ・スクールを導入することで…(導入後の効果)

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/03/1408715_05.pdf

教育委員会にとっての成果

○ 学校と地域、両方が元気になります。



市町村教育委員会の声



本村では、学校運営協議会で「大きな声であいさつができること」に力をいれようということになり、地域の方もあいさつ運動に参加したり、「明るく元気よく」「しっかりものが言える」ようにと中学校の面接練習に入ってくれたりもしています。そうしたことに対して、中学生が地域への感謝をよく新聞へ投稿してくれています。その新聞を読んだ地域の方も元気になり、**好循環が生まれています。**

他にも

- 地域住民が学校の地域学習に積極的に参加する機会が増え、子どもの地域への理解が深まり、地域の活性化につながる。
- 安全・安心で快適な環境の創造につながる。
- 新しい学習指導要領への対応を確実に施行できる。(社会に開かれた教育課程)
- 時代や社会の変化に対応して学校運営を柔軟にできる。

教育委員会が感じる課題



教育委員会として見えてきた「負担」や「課題」を聞くことができました。

域内の全校に導入する中での「負担」

- ▲ 予算面での負担 * 例えば、「委員8人に、1回 3,500円の謝金・旅費を年間5回」支払う学校が、域内に5校あれば、700,000円 必要 となります。
- ▲ 各協議会参加への負担 * 例えば、「年間5回」会議を行う学校が、「域内に5校」あれば、のべ「25回」となります。協議会への参加は必須事項ではありませんが、各校での協議会の開催時期が同じになるため、調整も難しくなります。

年数が経つにつれて見えてきた「課題」

- ▲ 「継承」についての課題が見えてきた。
 - 1つには、「高齢の方が多く、委員の循環、世代継承が悩ましい」ということがあります。
 - 1つには、「年数が経つにつれ、設立時の熱い思いが薄れていく」ということがあります。

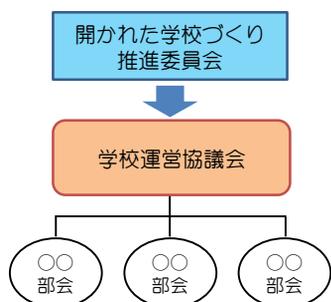
開かれた学校づくり推進委員会から学校運営協議会へ

今ある仕組みや組織を効果的・効率的に生かしながら、コミュニティ・スクールに移行することができます。すでに「開かれた学校づくり推進委員会」がある場合には、これを「学校運営協議会」に発展させることが合理的であり、一般的と言えます。

組織の関係パターンとして主に以下の3つが考えられますが、県内では、Aの「発展的解消型」が多くなっています。

A 開かれた学校づくり推進委員会の

発展的解消型



◎ 組織の一元化が図られ、委員や会議の数が少なくなり、それに伴う事務負担が軽減されます。



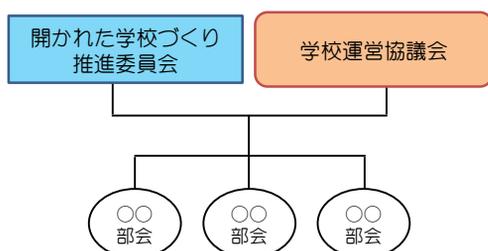
市町村教育委員会の声

学校運営協議会を設置するにあたって、いくつもがあると大変だと判断し、教育委員会から学校へ「開かれた学校づくり推進委員会は無くしてください」と伝えました。

委員になってほしい人が同一の人になると思うので、人材不足で苦労しているところは特に組織を移行するとよいと思います。

B 開かれた学校づくり推進委員会との

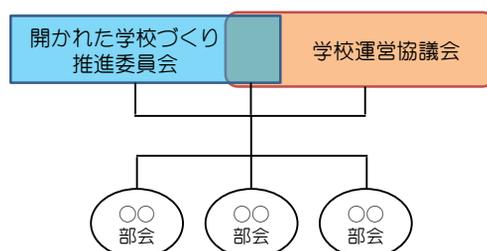
共存型



- ◎ 多くの委員が選出されることとなり、地域の幅広い意見を聞くことができる。
- ▲ 委員や会議が多くなり、それに伴う事務負担が大きくなる。
 - ▲ 会議が形骸化しやすくなる。
 - ▲ 小規模校では、委員の選出が困難になる。

C 開かれた学校づくり推進委員会との

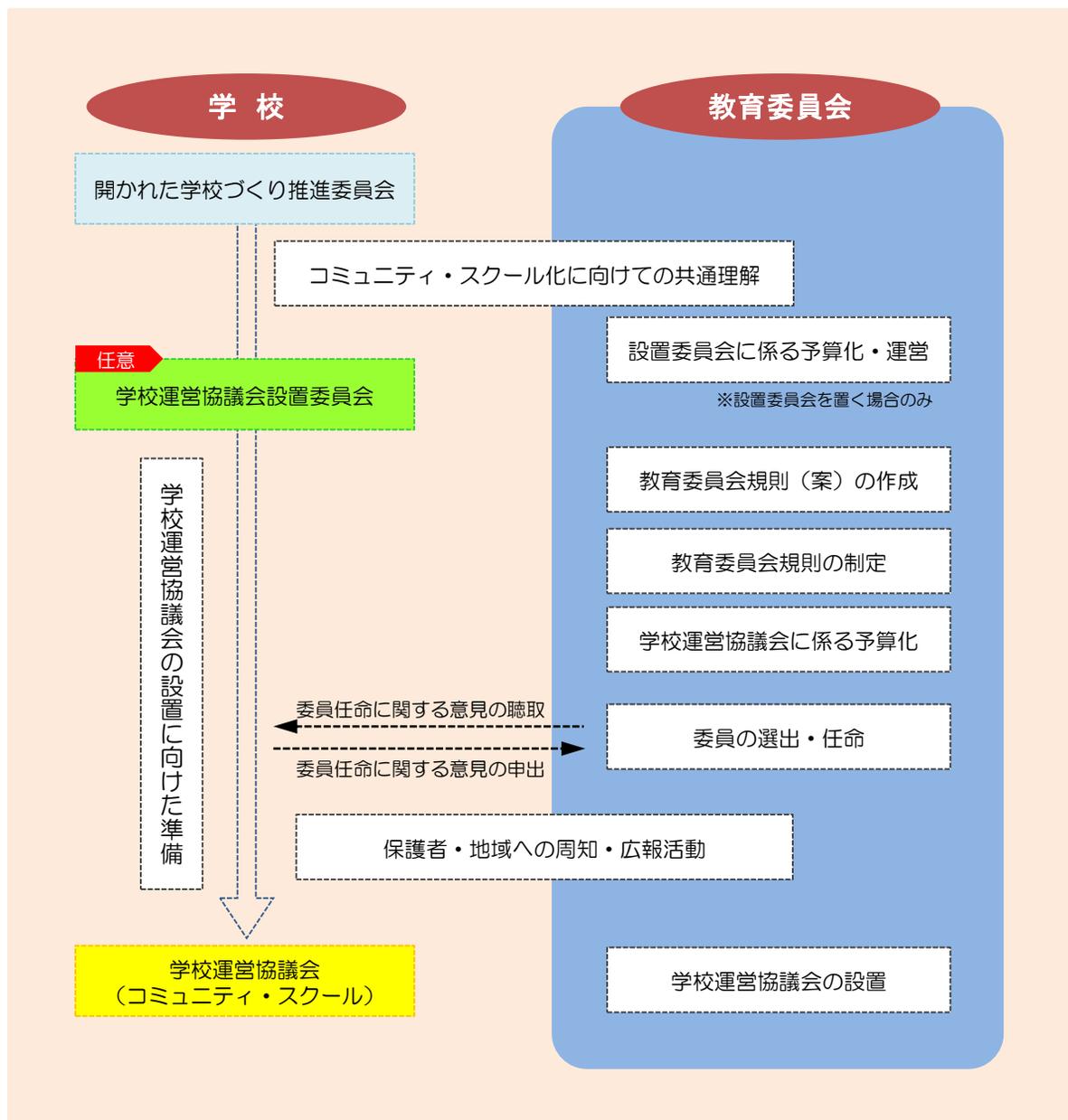
一部兼任型



- ◎ 多くの委員が選出されることとなり、地域の幅広い意見を聞くことができる。
- ▲ 委員や会議が多くなり、それに伴う事務負担が大きくなる。
 - ▲ 会議が形骸化しやすくなる。
 - ▲ 重複する委員の負担が大きくなる。

学校運営協議会設置までの主な流れ ～教育委員会がすべきこと～

県内で学校運営協議会制度を導入している市町村における、一般的な導入までの流れを紹介します。



こちらをご覧ください

- 学校運営協議会設置の手引き「コミュニティ・スクールのつくり方」(文部科学省 R1)
P.6 教育委員会におけるコミュニティ・スクール導入に向けた準備
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/detail/1361007.htm

コミュニティ・スクール導入に関する Q&A

Q.1

法改正により、全ての学校への学校運営協議会の設置が努力義務になったそうですが、「努力義務」なので、これまでのままではいけないのですか？

A

教育委員会は、設置に向けた努力をしなければなりません。

「何の努力も行わないこと」
「現状を積極的に維持すること」



法律*の規定の趣旨に反する

*「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(第47条の5)



参考

男女雇用機会均等法の努力義務規定に関する東京高裁判決(平成19年6月28日)

(男女雇用機会均等法の努力義務規定は)単なる訓示規定ではなく、実効性のある規定であることは均等法自体が予定しているのであり、上記目標を達成するための努力をなんら行わず、均等な取扱いが行われていない実態を積極的に維持すること、あるいは、配置及び昇進についての男女差別を更に拡大するような措置をとることは、同条の趣旨に反する

なお、法改正により、任意設置から「設置の努力義務化」への変更のほか、設置しやすくするための制度変更が行われました。

学校運営協議会に関する地教行法の主な改正について（改正後の地教行法第47条の5関係）		
改正事項	改正前	改正内容
①学校運営協議会の設置を努力義務化	・協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要。	・各教育委員会に対して、 協議会の設置の努力義務を課す こととした（第1項関係）。
②学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	・学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されていたが、地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく必要性が高まっていた。 ・委員は、地域住民や保護者一般のみが規定されていた。	・協議会において、 学校運営への必要な支援 に関する協議も行うよう、役割を見直す（第1項関係）とともに、協議会は、 協議の結果に関する情報を地域住民等に提供するよう努める こととした（第5項関係）。 ・地域学校協働活動推進員（※社教法に規定）等の 学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加える こととした（第2項関係）。
③委員の任命に関する校長の意見申出を規定	・委員の任命について、校長の関与は特段規定がなかったが、校長とともに責任感をもって学校運営に参画できる人材が必要。	・委員の任命に当たり、 校長が意見申出 を行えることとし（第3項関係）、 校長がリーダーシップを発揮 できる仕組みとした。
④任用に関する意見の柔軟化	・教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、特段の規定がないことで、抵抗感が強かった。	・どのような事項について 教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定める こととした（第7項関係）。
⑤複数校で一つの協議会を設置することを可能に	・学校ごとに協議会を設置することとされていたが、学校間の円滑な接続を図れるようにすること等が必要。	・小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、 二以上の学校について一の協議会を置くことができる こととした（第1項関係）。

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとした（第9項関係）ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている（附則第5条関係）

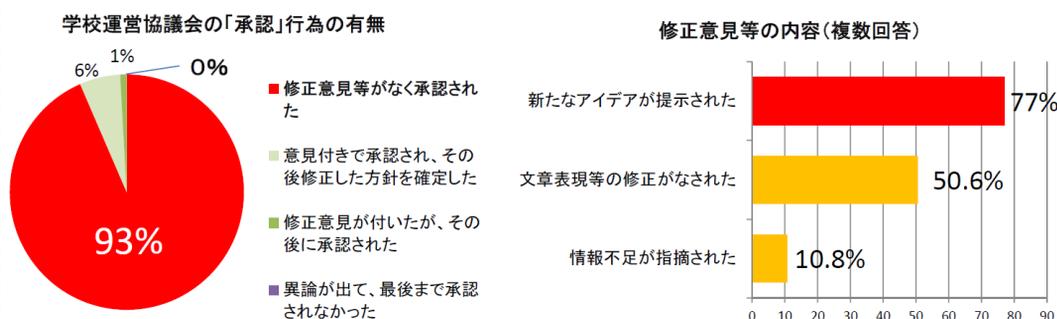
文部科学省 コミュニティ・スクールの在り方に関する検討会議(第2回)「コミュニティ・スクールのに関する参考資料」

https://www.mext.go.jp/content/20210526-mxt_chisui02-000015394_7.pdf

Q.2 基本方針の承認によって、校長は学校運営しにくくなるのではないですか？

- A 学校運営協議会は、学校をよりよく発展させていくために、校長のリーダーシップを応援する組織でもあります。これまでに、校長が作成する学校運営の基本方針が承認されなかったという事案（事例）は報告されていません。

参考



地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正及びガイドライン説明会(H29.4.25)
資料(地教行法の改正及びコミュニティ・スクールの推進について)より
<http://manabi-mirai.mext.go.jp/assets/files/201704gaidorain/siryou04.pdf>

Q.3 教職員の任用に関する意見を出されると、教職員人事に混乱が生じませんか？

- A 教職員の任用に関する意見については、「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、校長の学校経営ビジョンを後押しする意見が述べられています。
なお、学校運営協議会は合議制の機関なので、個人としての意見が尊重されるわけではありません。そのため、教職員人事に大きな混乱が生じることはありません。

<教職員の任用に関する権限の考え方>

- 尊重規定があるが、任命権者の任命権の行使を拘束するものではない。
- 市町村教育委員会の内申権、校長の意見具申権そのものに変更が生ずるものではない。



こちらをご覧ください

- 学校運営協議会設置の手引き「コミュニティ・スクールのづくり方」(文部科学省 R1)
P.9 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/detail/1361007.htm
- コミュニティ・スクールパンフレット「コミュニティ・スクール2018」(文部科学省)
P.7 教職員の任用に関する意見の申出により、教職員人事に混乱が生じないか？
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/03/1408715_05.pdf
- 文部科学省 コミュニティ・スクールの在り方に関する検討会議(第2回)「コミュニティ・スクールのに関する参考資料」P.28 教職員の任用等に関する意見による学校運営の混乱(CS導入校)
https://www.mext.go.jp/content/20210526-mxt_chisui02-000015394_7.pdf

Q.4 教育委員会規則として「学校運営協議会規則」を制定せず、学校をコミュニティ・スクールとすることはできますか？

A コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、法律*に基づく制度であり、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。」と定められているため、教育委員会は、必ず、教育委員会規則として「学校運営協議会規則」を制定する必要があります。

*「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第47条の5）

「学校運営協議会規則」（例）については、巻末の資料をご覧ください。



こちらをご覧ください

○ 文部科学省HP 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(第47条の5)条文解説
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/suishin/detail/1313081.htm

Q.5 学校運営協議会の設置に向け、事前に設置委員会や準備委員会といった組織を必ず立ち上げなければなりませんか？

A 設置委員会や準備委員会は必ず設置しなければならないというものではありません。

しかし、学校運営協議会を組織するにあたっては、

まずコミュニティ・スクールの制度の趣旨や目的、運営方法等の理解を図る必要があります。そのため、事前に設置委員会や準備委員会といった組織を立ち上げ、学習会等を行ったうえで学校運営協議会を設立することは非常に有効です。

これまでに導入したほとんどの学校では、

国の「導入・促進事業」を活用し、設置委員会や準備委員会を立ち上げ、導入までの2年間を費やし、学習会や先進校視察等を行ってきました。

しかし、現在この事業は廃止となっていますので、各市町村の実情に合わせた準備段階を持つとよいでしょう。



設置委員会や準備委員会を立ち上げず、開かれた学校づくり推進委員会の中でコミュニティ・スクールに向けた学習会を重ね、来年度からのコミュニティ・スクール導入を進めている市町村もあります。



市町村教育委員会からのアドバイス

設置委員会等は、できるなら設置したほうがよいと思います。しかし、「コミュニティ・スクールとして出発してから中身を充実させていく」という方針もありだと思います。ただ、そのときは特に、教育委員会も関わりながら進めていくといいと思います。

Q.6 学校運営協議会の設置までに、どのような学習会等を行えばいいですか？

A 決まったものではありませんが、参考にH27・H28の導入・促進事業を活用した市町村の事例を紹介します。

*設置推進委員会を立ち上げ、2年間の研究（準備）後に学校運営協議会を設置した事例

設置推進委員会（1年目）			設置推進委員会（2年目）		
会議①	6月	・設置推進委員会の趣旨確認 ・組織づくり ・年間スケジュール ・視察研修について	会議①	5月	・前年度の振り返り ・組織づくり ・学校の教育方針について ・設置推進委員会の計画とゴールについて ・学校支援地域本部について ・視察研修について
視察研修	7月	・山口県	会議②	6月	・次年度の学校運営協議会、学校支援地域本部について ・視察研修について ・リーフレット（第2号）について
会議②	7月	・CSマイスター招聘による学習会 ・視察研修の振り返り	視察研修	7月	・県内
会議③	9月	・学校運営協議会と学校支援地域本部の役割について ・リーフレット（第1号）について	会議③	7月	・視察研修の振り返り ・次年度の学校運営協議会、学校支援地域本部について
会議④	11月	・「〇〇がめざす子どもの姿」について ・学校運営協議会と学校支援地域本部の役割について ・リーフレット（第1号）について ・教職員・保護者アンケートの実施について	会議④	9月	・次年度の学校運営協議会について ・「コミュニティ・スクールって何？」（文科省）をもとにした学習会 ・次年度の学校支援地域本部について ・視察研修について ・リーフレット（第2号）について
会議⑤	12月	・アンケート集約 ・「〇〇がめざす子どもの姿」について ・学校運営協議会と学校支援地域本部の役割について ・リーフレット（第1号）について	会議⑤	10月	・次年度の学校運営協議会、学校支援地域本部について ・視察研修について ・リーフレット（第2号）について
会議⑥	1月	・「〇〇がめざす子どもの姿」の決定と確認 ・学校運営協議会と学校支援地域本部の役割について ・リーフレット（第1号）について	視察研修	12月	県内
視察研修	1月	・県内	会議⑥	1月	・次年度の学校運営協議会、学校支援地域本部について ・視察研修の振り返り ・リーフレット（第2号）について
会議⑦	2月	・リーフレット（第1号）についての最終確認	会議⑦	2月	・次年度の学校運営協議会の部会について ・次年度の学校支援地域本部について ・リーフレット（第2号）について ・発足式について
			会議⑧	2月	・次年度コミュニティ・スクールの最終確認 ・リーフレット（第2号）について（最終確認） ・発足式について

Q.7 コミュニティ・スクールについての学習会をするとき、どのような講師を招聘すればいいですか？

A コミュニティ・スクールの導入や実践経験を有する元校長や教育長、学校運営協議会会長等に対して、文部科学省がコミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）として委嘱した方々がいます。

文部科学省では、コミュニティ・スクールの推進のために、各地の先進的な事例や関係法令などを踏まえた説明会等を希望する地域に対して、コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）を派遣し、講話や助言を行う事業を実施しています。県内でも、これまでに多くの学校、教育委員会がこの事業を活用した学習会等を実施しています。

なお、高知県内には、以下のコミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）がいます。

黒瀬 忠行 氏（佐賀町立黒岩小学校 校長）

※ 職名は令和3年4月現在



こちらをご覧ください

○ 文部科学省HP 「コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/kikaku/index.htm

Q.8 県内の先進校視察先でおすすめの学校や市町村はありますか？

A 高知県内でも、効果的な取組をされているコミュニティ・スクールが多くあります。そうした学校の中から、「平成30年度高知県地域学校協働活動研修会」において、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両輪で推進している事例を实践発表していただきました。

- ・香美市立片地小学校
- ・香美市立大桁中学校
- ・津野町立葉山小学校

他にも、学校・地域の実情に合わせた効果的な取組がされている学校がありますので、詳しくは小中学校課もしくは各教育事務所（学校地域連携推進担当）までお問い合わせ下さい。

Q.9 県外の先進校視察先でおすすめの学校や市町村はありますか？

A 文部科学省HPに、コミュニティ・スクール事例集として、文部科学省作成パンフレット等に掲載された事例やフォーラムにおいて実践発表された学校の情報が、「導入・効果・推進」「小中連携・一貫教育」「コミュニティ・スクールが培う子供たちの能力」「地域学校協働本部」などのカテゴリー別に掲載されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/detail/1376226.htm



事例名	実施主体
「自律と共生」に向けた、南部中コミュニティ・スクールの軌跡 (PDF)	鳥取県 南部町教育委員会
光市におけるコミュニティ・スクールの推進 (PDF)	山口県 光市教育委員会
釧路市の地域とともにある学校づくり (PDF)	北海道 釧路教育委員会
学校と地域の関係が密接な地域における (PDF)コミュニティ・スクールの取組 (PDF)	富山県 富山市教育委員会
地域力・学校力を生かして、豊かな心とふるさと愛にあふれる (PDF)子供の育成を目指したコミュニティ・スクールの取組 (PDF)	秋田県 由利本荘市

また、毎年、円滑かつ効果的な導入や取組の充実に資することを目的として、全国の4～5会場場で「地域とともにある学校づくり」推進フォーラムが開催されています。そのフォーラムにも導入を予定している学校・教育委員会関係者が多く参加しています。



こちらをご覧ください

○ 文部科学省HP 「コミュニティ・スクールの推進に係るフォーラム等」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/suishin/detail/1344822.htm

Q.10 学校運営協議会の委員には、どんな人を選出すればいいですか？

A 学校運営協議会の委員として、法律により以下の者が示されています。なお、①～③が含まれない場合は、法律上の要件を満たした協議会とはなりません。

- ① 対象学校が所在する地域の住民
- ② 対象学校の児童・生徒の保護者
- ③ 対象学校の運営に資する活動を行う者
- ④ その他当該教育委員会が必要と認める者



*上記の③「対象学校の運営に資する活動を行う者」は、平成29年3月の法改正によって追加されました。

改正法では、複雑化・困難化する学校の課題に対応するためには、地域住民や保護者等の支援・協力を得ながら、学校運営の改善を図る必要があるとの認識から、学校運営協議会が、**学校運営への必要な支援についても協議**するとともに、**協議の結果について地域住民等に情報を積極的に提供**するよう努めることとされました。

また、あわせて、こうした協議会の役割の見直しに伴い、学校運営への必要な支援についての協議が効果的に行われ、当該協議の結果を踏まえた学校支援に関する実際の活動が円滑に行われるよう、**協議会の委員に地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う者を加えること**とされました。

上記の④「その他当該教育委員会が必要と認める者」に関して・・・



市町村教育委員会からのアドバイス

委員には、有識者等の「第三者的な立場の人」を入れるといいです。学校と保護者、地域の方だけの会にすると、普段の出し合い話で終わってしまいがちです。「第三者的な立場の人」がいることで、新たな視点で、新たな空気を持ち込んでくれます。

【県内の学校運営協議会の委員構成のようす】

A 小学校	B 小学校	C 中学校
PTA 会長 PTA 副会長 PTA 地域代表 地域代表 学校支援地域本部コーディネーター 学校支援地域本部コーディネーター 元学校関係者評価委員 元学校関係者評価委員 保育園長 幼稚園長 有識者(大学関係者) 学校長	PTA 会長 PTA 副会長 社会教育委員 NPO 法人代表 スクールガードリーダー 地域コーディネーター 学校支援ボランティア 元保育士 民生委員 保育園長 有識者(大学関係者) 校長 教頭	PTA 会長 小学校の学校運営協議会委員 学校支援地域本部コーディネーター 副市長 民生委員会長 保護司会長 県立学校副校長 ○○を育てる会代表 有識者 有識者 有識者 学校長 教頭 教育委員会担当
13人	13人	14名



こちらをご覧ください

○学校運営協議会設置の手引き「コミュニティ・スクールのつくり方」(文部科学省 R1)

P.8 学校運営協議会委員を選出するときのポイント

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/detail/1361007.htm

○コミュニティ・スクールパンフレット「コミュニティ・スクール2018」(文部科学省)

P.5 コミュニティ・スクールを導入することで・・・(導入後の効果)

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/03/1408715_05.pdf

Q.11 コミュニティ・スクールの導入後、どのような予算が必要ですか？

- A 市町村の規模、取り組み内容（視察研修の有無）等により異なりますが、主に委員への謝金、研修旅費等の予算措置をしている教育委員会が多いようです。

（例）管内の2つの小学校と1つの中学校にコミュニティ・スクールを導入している市町村の場合

報償費	599,000円	運営協議会委員の報償費及び講師謝金
旅費	51,000円	運営協議会委員の研修旅費
印刷製本費	17,000円	CSパンフレット代（新設1校分）
燃料費	15,000円	研修時に使用する市町村バスの燃料代
委託料	39,000円	研修時に使用する市町村バスの運転手委託料
計	721,000円	

Q.12 委員への謝金等の金額はどのくらいですか？

- A 委員への謝金の金額は、各市町村が設定することになります。1回ずつの金額を設定している場合もあれば、年間で金額を定めている場合もあります。
参考に、県内市町村での金額をご紹介します。

【市町村A】

1回1人 3,600円 + 旅費
(委員長のみ3,900円)



市町村教育委員会の声

委員の中には、「謝金は要らない」という方もいますが、特別職非常勤の地方公務員として任命しているため、謝金を受け取ってもらっています。

Q.13 教育委員会として、各学校の会議の様子をどのように把握していますか？

- A 市町村によって異なります。「計画書」や「実績報告書」、各会議の「議事録」の提出を求めている市町村もあれば、毎回の会議に教育委員会から担当者が参加している市町村もあります。



市町村教育委員会の声

教育委員会が学校運営協議会に積極的に関わっていくことが、取組を充実させるポイントだと思います。

Q. 14 学校をコミュニティ・スクールにしたとき、国や県へ提出する書類はありますか？

- A 導入にあたって、国や県に対しての提出文書は特にありません。
しかし、県としてのコミュニティ・スクールの導入・設置状況の把握のために、その学校名と導入日を小中学校課（コミュニティ・スクール担当）までご連絡いただきますようお願いします。

Q. 15 学校運営協議会の運営がうまくいかない場合、その協議会を解散し、取りやめることはできますか？

- A 教育委員会には、設置の努力義務があり、一時的にその運営を停止することは考えられますが、将来にわたって協議会を存続させないとする解散措置を講じることは適切ではありません。



参考

例えば、発言力の強い特定の委員により偏った協議会の運営がなされ、学校運営に支障を生じかねない場合には、当該委員を罷免した上で新しい委員を任命することや、委員同士の意見が対立して協議会としての意思形成がなされず、学校運営に関する基本的な方針の承認がなされない場合には、協議会の運営を一時的に停止させ、運営の改善に向けた指導を行うことなどが想定されます。

なお、どのような場合に、どのような措置を講じるかについては、あらかじめ教育委員会規則において定めておくことが望ましいと考えられます。

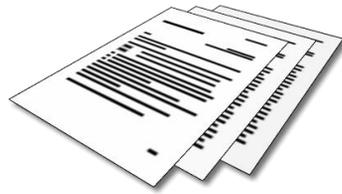
また、協議会の運営がそもそも適性を欠くことのないよう、教育委員会は、協議会の運営の状況についての的確な把握に努めるとともに、必要に応じて協議会及び校長に対して指導、助言を行うなど、協議会の円滑な運営の確保に努める必要があります。

Q. 16 学校運営協議会を小・中学校で1つにして設置することは可能ですか？

- A 可能です。
法改正により、2つ以上の学校に1つの協議会を置くことができるようになりました。
(P.17をご参照ください。)



【資料】



【資料1】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）

【資料2】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
（学校運営協議会関係）に関する考え方

【資料3】 学校運営協議会規則（例）

【資料4】 参考となる資料等のHPアドレス一覧

【資料1】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）

1. 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
2. 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
3. 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
4. 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
5. 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
6. 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
7. 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
8. 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
9. 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
10. 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

**【資料2】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
(学校運営協議会関係)に関する考え方**

No	関係条項	問	答
1	総論	今回の学校運営協議会に関する制度改革の趣旨如何。	<p>学校運営協議会は、保護者・地域住民等が学校運営に参画し、目指すべきビジョンを共有することを可能とする仕組みであり、この協議会の設置により、地域と連携した取組が組織的・継続的に行えるようになったことや、学校に対する保護者や地域の理解が深まったことなど、学校運営の改善に関する成果が認識されてきています。</p> <p>複雑化・困難化している学校現場の課題を解決するためには、地域住民等の協力を得て、社会総がかりでの教育の実現を図っていく必要があることから、さらなる協議会の設置の促進が求められており、平成27年12月の中教審答申でも、<u>すべての公立学校において学校運営協議会の設置を目指すべきである</u>とされているところです。</p> <p>こうした観点を踏まえ、改正法においては、協議会が学校運営への必要な支援を努力義務とすること、協議会が学校運営への必要な支援についても協議すること、協議会の委員に地域学校協働活動推進員等の学校の運営に資する活動を行う者を加えることなど、<u>協議会の設置の促進のために必要な制度の見直しを行うとともに、所要の規定を整備すること</u>としています。</p>
2	総論	改正法の施行後、既に設置されている学校運営協議会について、改めて、改正法の規定に基づいて設置する必要があるか。	<p>改正法では、学校運営協議会の役割について見直すとともに、その委員とすべき者を追加する等の制度改革を行っているところであり、<u>改正法の施行後は、新たな制度の下に置かれる協議会として活動をしていただくことが必要</u>となります。</p> <p>ただし、改正前の法律に基づき設置されている協議会について、これを一度廃した上で、改めて新しい協議会を設置し直すことまでは求められず、既存の協議会は存置したまま、教育委員会規則の改正等を通じ、当該協議会が新たな制度に沿って役割を果たすことができるよう、その役割の見直し等を実施していただければ足りるものと考えております。</p>
3	総論	既に、現行法の規定に基づく教育委員会規則によって、改正法の施行日以後の日付で学校運営協議会の設置を決定している場合、改正法の施行後に改めて改正法の規定に基づいて設置を決定し直す必要があるか。	<p>改正法は、学校運営協議会の役割やその構成委員を見直し、<u>新たな協議会制度を敷くものであることから、改正法の施行後は、新たな制度の下に置かれる協議会として活動をしていただくことが必要</u>となります。</p> <p>ただし、改正前の法律に基づき、協議会を設置するための教育委員会規則をすでに策定し、協議会の設置を決定している場合には、<u>改正法の施行後に再度改めて設置を決定することまでは求められず</u>、既存の協議会設置の決定は存置したまま、教育委員会規則の改正等を通じ、当該協議会が新たな制度に沿って役割を果たすことができるよう、その役割の見直し等を実施していただければ足りるものと考えております。</p>
4	総論	改正法の施行後において、旧法の規定に基づく教育委員会規則によって、学校運営協議会を設置することはできるか。	<p>今回の改正法により、学校運営協議会の法律上の根拠が改正され、その役割や委員等が見直されることになることから、<u>改正法の施行後は、改正前の法律を根拠として協議会を設置することは認められません</u>。</p>
5	第1項	第1項の改正趣旨は何か。	<p>学校が抱える課題がより複雑化・困難化している今日状況において、そうした課題に適切に対応していくためには、学校の教職員だけでなく、地域住民や保護者等の支援・協力を得ながら、学校運営の改善を図る必要性が一層高まっています。</p> <p>このため、改正法では、地域住民等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会について、学校運営に関する意見のみならず、<u>学校運営への必要な支援についても協議するよう役割を加えるとともに、その設置の促進を図るため、協議会の設置について努力義務とすること</u>としています。</p> <p>また、小中一貫教育等の学校間における教育の密接な連携を図る必要がある場合に対応できるよう、従前、協議会は学校ごとに置くものとされていたところ、<u>二以上の学校に一の協議会を置くことができる例外を設けること</u>としています。</p>

No	関係条項	問	答
6	第1項	改正法では、学校運営協議会の設置について努力義務が課されたが、具体的にはどのような対応をすればいいのか。	改正法では、学校運営協議会の設置をさらに促進する趣旨で、その設置について努力義務とすることとしています。このため、全ての自治体において、協議会の設置に向けて積極的に取組を進めていただくことが必要となります。 もともと、このことは、全ての自治体が一律に協議会を設置することを求めるものではなく、各自自治体における学校と地域の関係の深まりの状況など、それぞれの実情に応じて、漸次、協議会の設置に向けた検討を深めていただいたり、学校と地域の信頼関係の構築を着実に進めていただくなど、主体的な取り組みを行っていただくことを趣旨とするものです。
7	第1項	「当該運営への必要な支援」とは何か。	改正法は、児童生徒の状況に応じたきめ細かい学習支援や生徒指導上の課題への対応など、今日の学校が抱える課題が複雑化・困難化している状況に鑑みると、こうした課題に対して、学校の教職員だけで対応することは困難となっているとの認識から、学校運営協議会が学校運営への必要な支援についても協議することとしたものです。 このような状況の下、地域住民等による適切な支援がなければ実現できない教育活動は多岐にわたるものと考えており、たとえば、経済的な理由等により家庭学習が困難な児童生徒に対する補習や、放課後・土曜日の学習支援プログラムの提供、地域の企業等の協力を得た出前授業や職場体験等のキャリア教育の実施などが挙げられます。 したがって、学校運営への必要な支援とは、各学校や地域の実情を踏まえ、学校運営上の課題を解決し、より効果的な教育活動を行うために必要とされる地域住民等による支援活動を指すものと考えております。
8	第1項	「二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか。	改正法において二以上の学校に一の学校運営協議会を置くことができる例外を設けることとした趣旨は、学校間の接続や連携の強化を図り、より効果的な学校運営の実現を可能とする点にあります。平成27年12月の中央教育審議会答申においては、小中一貫教育や、中高一貫教育、幼稚園も含めた中学校区全体の連携などに配慮する必要があることが指摘されているところです。 改正法の委任を受ける文部科学省令案については、平成29年3月18日まで意見公募手続（パブリック・コメント）を実施しましたが、その際の案の中では、①法令の規定に基づき小中・中高一貫教育を施す場合、②地域住民等の支援を得ながら、同一中学校区内の小学校と中学校が密接に連携して教育活動を行っている場合などを示しています。
9	第1項	「二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合」として、設置者の異なる連携型中高（小中）一貫校に一つの学校運営協議会を置くことができるか。	法律上、学校運営協議会は、教育委員会が「その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として」設置するものとなっており、教育委員会は、その所管外の学校について協議する機関として協議会を設置することはできません。 このため、設置者が異なる中学校と高等学校（小学校と中学校）について、その一貫性に配慮した教育を施すものとして学校教育法施行規則に規定されるいわゆる連携型中高（小中）一貫校について一の協議会を置くことはできません。 ただし、双方の学校についてそれぞれ協議会を設置した上で、同一の委員を兼務させることや、協議会の合同開催を行うことを通じて、事実上、一の協議会として活動することも考えられます。
10	第2項	第2項の改正趣旨は何か。	改正法では、複雑化・困難化する学校の課題に対応するためには、地域住民や保護者等の支援・協力を得ながら、学校運営の改善を図る必要があるとの認識から、学校運営協議会が、学校運営への必要な支援についても協議するとともに、協議の結果について地域住民等に情報を積極的に提供するように努めることとしています。 あわせて、こうした協議会の役割の見直しに伴い、学校運営への必要な支援についての協議が効果的に行われ、当該協議の結果を踏まえた学校支援に関する実際の活動が円滑に行われるよう、第2項では、協議会の委員に地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う者を加えることとするものです。

No	関係条項	問	答
11	第2項	第2項第3号の「対象学校の運営に資する活動を行う者」は、必ず委員に任命することが必要か。既設の学校運営協議会に当該者を欠く場合、いつまでどのような対応を行う必要があるか。	<p>従前、学校運営協議会の委員は、①地域の住民及び②保護者の中から必ず任命することとしていましたが、改正法は、そこに③対象学校の運営に資する活動を行う者を加えることとしているものであって、当該活動を行う者については、これまでの地域の住民や保護者同様、協議会の委員として必ず任命することが求められます。</p> <p>当該活動を行う者を委員としていない場合には、法律上の要件を満たした協議会とならないため、③に当たる適切な人材を委員として選任することが求められますが、基本的には、既存の委員（とくに地域の住民）のうちにも、学校支援活動等に従事する者等が含まれているものと考えられることから、それらの者を適切に活用することが効果的・効率的な協議会の運営に資するものと思われま</p>
12	第3項	第3項の新設の趣旨は何か。	<p>学校運営協議会は、学校運営に関する協議を行い、校長の作成する学校運営に関する基本方針の承認の権限を有する機関であるところ、改正法では、さらに学校の運営を改善するために必要な支援についても協議を行うこととしています。</p> <p>このため、協議会の委員は、当該学校を応援する存在として、校長と責任感を共有しながら協議に参画できる人材であることが求められます。</p> <p>こうした人材を確保するためには、学校運営の責任者としての立場にある校長が、自校の運営の現状や課題等に照らし、どのような人物がその運営の改善に資するかを考え、教育委員会に意見を申し出ること、委員の任命に係る手続きに具体的に関与する仕組みとすることが適当であると考えられます。</p> <p>このような観点から、改正法では、学校運営の責任者である校長が、協議会の委員の任命に関して、任命権者たる教育委員会に意見を申し出ることができる規定を第3項として新設しています。</p>
13	第5項	第5項の新設の趣旨は何か。	<p>改正法では、学校運営協議会が、学校運営への必要な支援についても協議するよう役割を見直すこととしていますが、地域住民等による学校に対する支援の内容が、学校のニーズを踏まえた実効性のあるものとなるためには、実際に支援活動を行う地域住民等が、学校運営の状況や必要な支援について理解を深め、協議会における協議の結果を確実に共有する必要があります。</p> <p>このため、第5項においては、協議会が、学校運営及び学校運営への必要な支援に関する協議の結果について、広く地域住民等に対し、積極的に情報を提供するよう努めることとする規定を新設しています。</p>
14	第5項	具体的には、どのように情報提供をすればよいのか。	<p>現行制度の下に置かれている学校運営協議会においても、たとえば、ホームページや学校だより、学校運営協議会だより、PTA集会といった媒体や場を生かして、協議の結果に関する情報を地域住民等に発信しているところであり、こうした手段は今後も活用されるものと考えられます。</p> <p>また、改正法では、協議会の委員に地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う者を加えることとしており、それらの者が、協議会における協議の結果を踏まえて、放課後の学習活動や、学校支援活動をはじめとする地域学校協働活動を推進していく中で、学校運営の状況や学校が必要とする支援について理解が広がることも期待されます。</p>
15	第7項	第7項の改正趣旨は何か。	<p>平成27年12月の中央教育審議会答申においては、学校運営協議会による学校の教職員の任用に関する意見について、依然として教育委員会等による抵抗感が強く、協議会の設置促進の足かせとなっている実態があることも踏まえ、柔軟な運用を確保する仕組みとすることを検討すべきであるとされています。</p> <p>こうした指摘も踏まえると、教職員の任用に関する意見については、各学校の特色や地域の実情等を踏まえつつ、どのような事項を協議会による意見申出の対象とするかを各教育委員会の判断にゆだねることが適当であると考えられます。</p> <p>このため、改正法では、協議会による教職員の任用に関する意見の対象となる事項について、教育委員会規則で定めることとするものです。</p>

No	関係条項	問	答
16	第7項	具体的には、教育委員会規則でどのような事項を定めることが想定されるのか。	教職員の任用に関する意見の対象として、教育委員会規則で定める事項の具体的な内容は、まさに各教育委員会の判断に委ねられるものではありませんが、たとえば、 <u>学校運営協議会の趣旨を踏まえ、学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見に限ることや、個人を特定しての意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ることなどが想定されるものと考えております。</u>
17	第7項	改正法案を踏まえ、学校運営協議会は教職員の任用に関する意見を述べることができないと教育委員会規則で定めることは差し支えないか。	教職員の任用に関する意見は、校長が定め協議会が承認する学校運営に関する基本方針を踏まえ、達成すべき教育目標等を実現するための人的配置等を確保するための重要な役割を果たすものです。 改正法の趣旨は、そうした役割を協議会から削ることを意図したものではなく、地域や学校の実情に応じて、協議会が述べる意見の範囲を教育委員会に委ねたものであることから、 <u>協議会による意見を一切認めないことを意図した規則を制定することは立法趣旨を逸脱するものと考えております。</u>
18	第7項	教職員の任用に関する意見について、教育委員会規則に一切定めなかった場合はどうなるのか（協議会は教職員の任用に関する意見を述べるができる、という規定をそもそも置かなかった場合はどうなるのか）。	各教育委員会におかれては、別途お送りしている教育委員会規則の例を参照しながら、 <u>学校運営協議会に関する規則の中において、適切に規定を設けていただきたいと考えておりますが、改正法の趣旨は、地域や学校の実情に応じて、協議会が述べる意見の範囲を教育委員会に委ねるものであることから、教育委員会が特段の定めを置かない場合は、改正前同様、協議会は教職員の任用に関する事項について全般的に意見を述べるができることとなるものと考えております。</u>
19	第9項	第9項の改正趣旨は何か。	現行制度においては、協議会の運営が著しく適性を欠くことにより、学校運営に支障が生じることのないようにするため、協議会の指定の取消しに関する規定を置いているところですが、改正法においては、学校運営協議会の設置について、教育委員会に対する努力義務を課すこととしていることから、従前のように、協議会の設置に際して特定の学校を指定する必要はなくなるため、指定の取消しに関する規定も含めて、指定を前提とした規定は削除することとしています。 他方、協議会の設置を努力義務とした場合であっても、 <u>協議会の適正な運営を担保する仕組みは引き続き必要であることから、指定の取消しに代わるものとして、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない旨の規定を設けるよう、第9項を改めています。</u>
20	第9項	改正法では、「指定の取消し」規定が削除され、「適正な運営を確保するために必要な措置」を講ずることとされているが、当該「必要な措置」として、学校運営協議会を解散させることはできないのか。	改正法では、学校運営協議会の設置をさらに促進していく観点から、その設置について教育委員会に対して努力義務を課すこととしており、それに伴って指定制度を採らないこととしています。 協議会を積極的に設置するよう努めることを求める改正法の趣旨に照らせば、一度設置した協議会の運営に支障が生じたとしても、これを解散させるのではなく、 <u>教育委員会による指導・助言や、委員の交代など、運営の適正化の回復を図るための措置を講ずることが、一義的には求められるものと考えられます。</u> 万が一、協議会が活動しないよう措置することが必要な状況になったとしても、一時的にその運営を停止するような措置等にとどめるべきであり、協議会の活動により学校運営に著しい支障が生じており、協議会を解散させなければその状況を解決できないことが明らかであるような、やむに已まれぬ事情がない限りは、 <u>将来にわたって協議会を存続させないこととする解散措置を講ずることは認められないものと考えております。</u>

【出典】文部科学省HP 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(第47条の5)条文解説

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/suishin/detail/1313081.htm

【資料3】 学校運営協議会規則（例）

管内の学校にコミュニティ・スクールを導入する教育委員会は、教育委員会規則に「学校運営協議会規則」を制定する必要があります。

ここでは、その学校運営協議会規則(例)を紹介します。

学校運営協議会規則(例)

(目的)

第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という)について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、〇〇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長(園長を含む。以下同じ。)の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1)教育課程の編成に関すること
- (2)学校経営計画に関すること
- (3)組織編成に関すること
- (4)学校予算の編成及び執行に関すること
- (5)施設管理及び施設設備等の整備に関すること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して別に定める事項について、教育委員会を経由し、△△県教育委員会に対して意見を述べるることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること

二 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は○名内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1)保護者

(2)地域住民

(3)対象学校の運営に資する活動を行う者

(4)対象学校の校長

(5)対象学校の教職員

(6)学識経験者

(7)関係行政機関の職員

(8)その他、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと

(2)委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること

(3)その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第10条 委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1)本人から辞任の申出があった場合

(2)第9条に反した場合

(3)その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

【資料4】 参考となる資料等のHPアドレス一覧



□ コミュニティ・スクールパンフレット

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/03/1408715_05.pdf

□ 学校運営協議会設置の手引「コミュニティ・スクールのつくり方」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/detail/1361007.htm

□ コミュニティ・スクール事例集

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/detail/1376226.htm

□ コミュニティ・スクールと熟議

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/detail/1344869.htm

□ 地域のみんなで子供たちの未来を考えるワークショップのすすめ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/detail/1366266.htm

□ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第47条の5）条文解説

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/suishin/detail/1313081.htm

□ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（学校運営協議会関係）に関する考え方について

https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiho_kyoiku_gyosei.pdf

□ 「地域と学校の連携・協働の推進に向けた参考事例集」

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/jirei/jireishu/chiki-gakko.html>

□ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正案(学校運営協議会関係)に基づく教育委員会規則の例

https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/setsumeikai_siryou04-2.pdf

□ コミュニティ・スクールの導入・推進状況について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/shitei/detail/1311426.htm

□ 学校と地域でつくる学びの未来

<http://manabi-mirai.mext.go.jp/>

The screenshot shows the top portion of the website. The header includes the title '学校と地域でつくる学びの未来' (School Home Community) and the Ministry of Education logo. A navigation menu below the header lists categories: '自治体の方' (Local Authorities), '学校教職員の方' (School Staff), '地域学校協働活動推進員 (コーディネーター)の方' (Local School Cooperation Activity Promoters), '保護者・地域の方' (Parents/Community), and '企業・団体の方' (Business/Organizations). Below this is a secondary menu with 'ホーム', '国の取組', '全国取組事例', '企業等による教育プログラム', and '関連資料・パンフレット'. The main banner features a family of four holding hands against a green background with the text '自治体の方へ' (To Local Authorities) and a sub-header about creating a future for children.

子供たちの未来をはくくむ
家庭教育支援



地域で家庭教育を応援しよう！

家庭教育支援チーム
地域で学べる家庭教育



新しいつながり合いのかたち

家庭と学校・地域とのつながり



「お父さん」「お母さん」を楽しもう！学ぼう！

親子で話そう！、食で育むコミュニケーション、一緒に遊ぼう、子育てに悩んだら・・・



企業も家庭教育を応援しよう！

子育て応援企業の様々な取組



児童虐待から子供たちを守るために

児童虐待防止に関する取組



ライブラリ

パンフレット・家庭教育手帳、調査研究・検討会議報告など

